

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十九号

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

狂犬病予防法施行細則（昭和二十五年十一月奈良県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「二千七百七十円」を「二千八百二十円」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。